

平成30年度 ごみ分別収集日程表

【南 区】下細谷上・下細谷下・久保田質美・久保田中・久保田志久・江網上・江網下・前河内東・前河内西・大串上西・大串登戸・大串宿・大串毘沙門・吉見ヶ丘

南 区

平成30年 4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平成31年 1月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

●もやせるごみ 毎週火・金曜
※もやせるごみは5月4日及び1月1日は収集しません。

●資源ごみ・有害ごみ 第2・4月曜

●もやせないごみ 毎週水曜
※もやせないごみは1月2日は収集しません。

●ペットボトル 第2・4水曜

もやせるごみ	資源ごみ	有害ごみ	ペットボトル
<p>指定した袋で!!</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみは、よく水切りし、袋の口をひもで縛って出してください。 カン類が入っていると集めません。 <p>燃やせるごみ専用袋 吉見町</p>	<p>出せるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ビン類 一升ビン、ビールビン、ジュースビン、ドリンク類 ■カン類 ビール、ジュース類 ■紙類・布類 紙類・新聞(広告)・雑誌・ダンボール(それぞれ分けてひもで縛って出してください)・雑紙(雑誌に挟んで出してください)・もやせるごみの中にはリサイクルできる雑紙が多く含まれています。雑紙はもやせるごみではなくリサイクルできる資源ごみに分別してください。 ●収集できる雑紙/お菓子・ティッシュの箱、コピー用紙、はがき等 ●収集できない雑紙/カーボン用紙、写真、ビニールコーティングした紙等 ●衣類...ただでひもで縛って出してください。 ●雨に濡れてしまうとリサイクルできません。雨に濡れてしまったときは、ビニール袋に入れるか、次の収集日に出してください。 ■牛乳パック 酒パック、ジュース類 	<p>出し方</p> <ul style="list-style-type: none"> きれいに洗ってコンテナに入れてください。 キャップ(栓)は取り外してください。 <p>出し方</p> <ul style="list-style-type: none"> 乾電池 乾電池回収箱へ入れてください。 蛍光管・水銀柱 割らずにそのままコンテナに入れてください。 <p>出せるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 乾電池 蛍光管 水銀柱 電球 <p>乾電池</p> <p>蛍光管</p> <p>水銀柱</p> <p>●ボタン電池は収集できません。</p>	<p>○キャップとラベルを取り、水洗いしてから、つぶして出してください。</p> <p>○取ったキャップとラベルは容器包装(資源)類へ</p> <p>○指定の回収ネットに入れてください。</p> <p>酒、みりん、しょうゆ、ジュース、ドレッシング類</p> <p>回収するペットボトル</p> <p>ペットボトルのラベル部分や底にこのPETマークが入ったもの又は容器の底に「へそ」があるものを回収します。</p> <p>ペットボトルの出し方</p> <ol style="list-style-type: none"> キャップをはずす 中を水洗い つぶしてラベルをはずす ネットへ

もやせないごみ	粗大ごみの出し方(有料になります。)	使用済小型家電のリサイクルの出し方
<p>指定した袋で!!</p> <p>容器包装(資源)類</p> <p>容器包装類専用袋 吉見町</p> <p>○透明もしくは半透明の袋(スーパー等の買物袋など)で出してください。袋には、もやせないごみと書いてください。</p> <p>○容器包装以外のものです。</p> <p>袋に入る大きさにしてください。 ★袋に入らない場合は直接役場に持参してください。</p>	<p>粗大ごみを集積所に出されても回収できません。</p> <p>1. 自己搬入(粗大ごみを車に積んで自分で環境センターに搬入する。)</p> <p>●搬入の手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 処分したい粗大ごみを車に積んで、印鑑を持ち役場に来てください。 申請書と粗大ごみ明細書等に必要事項を記入していただきます。 職員が粗大ごみを一つ一つ確認し、手数料を計算します。 手数料(規定の処理手数料の40%)を支払っていただきます。 搬入許可証を交付いたしますので、それを持って中部環境センターに搬入してください。 <p>●搬入できる日と時間</p> <p>※平日のみ(月曜から金曜日)</p> <p>○午前9:00～正午まで ○午後1:00～4:00まで</p> <p>⇒時間内に中部環境センターに入れるように役場においでください。</p> <p>※土曜、日曜、祝日と年末年始の12月26日から1月3日の期間は搬入できません。</p> <p>2. 自宅回収(自宅まで粗大ごみを取りに来てもらう。)</p> <p>●処理の手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 粗大ごみの品目(寸法等)、何点あるか確認します。(※1回に5品目まで申し込みます。各々の個数は特に制限はありませんが都合により制限する場合があります。) 町が委託した業者(株)野沢運輸☎0493-54-0114)に回収処理を電話で申し込みます。そこで処理手数料と回収日が決まります。 粗大ごみ処理券を販売店で購入します。 粗大ごみに貼り、業者から指定された回収日に自宅内の分かり易い場所に置いてください。 <p>★スプリングの入っているマットレスは、布とスプリングを分けて出してください。 ★買い替えの時は、できるだけ販売店に引き取ってもらってください。</p>	<p>使用済小型家電には金や銀などの貴金属やレアメタルなどの希少金属が含まれており、資源の有効利用に伴い、吉見町では無料回収を実施しています。</p> <p>●使用済小型家電対象品目</p> <p>〈例〉カメラ(使い捨てを除く)、携帯電話(充電器含む)、CD・MDラジカセ、扇風機、掃除機、電子レンジ、時計一式(腕時計等)、ビデオデッキ等。</p> <p>※こちらは対象品目の一部です。</p> <p>●申請方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 吉見町役場1階6番窓口(農政環境課)で申請書の記入を行います。 ※平日の午前8時30分から午後5時00分までが受付時間となります。 申請書に記入後、役場庁舎に設置してある専用のコンテナへ使用済小型家電を搬入していただきます。 <p>※使用済小型家電対象品目一覧及び申請方法の詳細については、HPに掲載しております。</p>

町で集めないもの	家電リサイクル法対象商品について	し尿・浄化槽 清掃許可業者
<p>○テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの6品目は家電リサイクル法対象商品になります。</p> <p>○爆発の恐れのあるもの、悪臭のひどいもの、有害物質など(シンナー・廃油・薬液・プロパンボンベ・農薬・水銀・中身の入っている消火器等)</p> <p>○厚鋼製品類(歯車・クラック軸・エンジン・モーター等)</p> <p>○農業用機械・ビニール・バイク・タイヤ・バッテリー・コンクリートブロック・廃材・土砂・ガレキ・便器類・浄化槽・ポリバス等は、産業廃棄物処理業者に依頼してください。</p>	<p>家電リサイクル法対象商品について</p> <p>買い替える場合 → 小売店・販売店 → 買い替えをするお店又は過去にその家電を買ったお店が引き取ります。 → 製造業者等へのリサイクルへ</p> <p>買い替え以外の場合 → 小売店がわかる場合 → 郵便局にて家電リサイクル券の購入 → 指定取引場所に自分で搬入する。 → 指定業者に収集を依頼する。</p> <p>小売店がわからない場合 → 郵便局にて家電リサイクル券の購入 → 指定業者に収集を依頼する。</p> <p>●集積所には、決められた日の朝8時30分までに出してください。 ●ごみは、夜間から絶対に出さないでください。</p>	<p>し尿・浄化槽 清掃許可業者</p> <p>●吉見清掃 吉見町大字北下砂275 ☎0493-54-0586</p> <p>●(有)橋場商事 鴻巣市上谷1400-1 ☎048-541-4111</p> <p>●高松商事(株) 鴻巣市上谷1824-1 ☎048-541-4414</p>